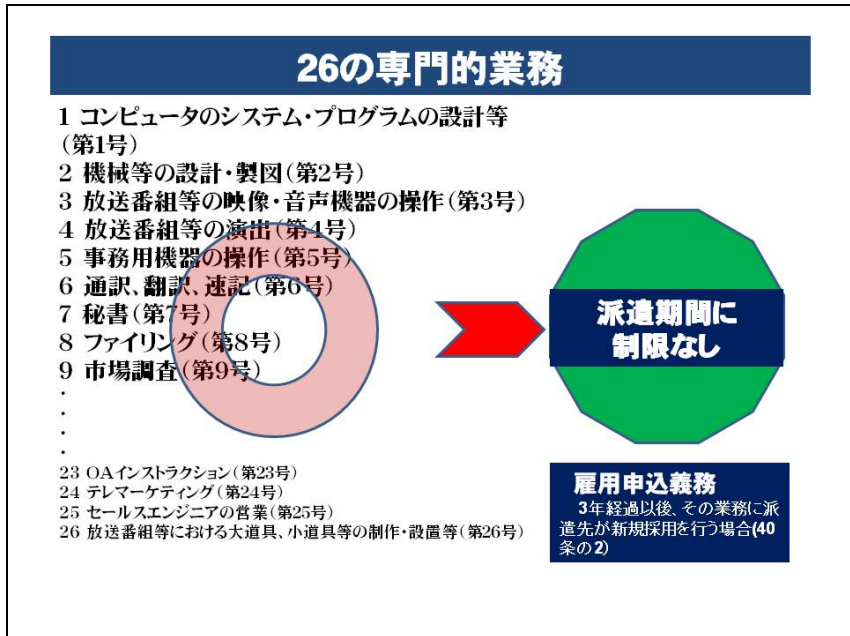


12-6 26の専門的業務



〔26の専門的業務〕

労働者派遣法という専門的業務とは、つぎの26業務である(施行令4条)。

26の専門的業務については、平成16年改正で派遣可能期間の制限が撤廃されたため、3年を超えての派遣も可能である。なお、3年経過以後、派遣先が、その業務に派遣の受入れをやめて労働者を雇う場合は、当該派遣労働者に優先権が与えられる(雇用申込義務)。

コンピュータのシステム・プログラムの設計等(第1号)、機械等の設計・製図(第2号)、放送番組等の映像・音声機器の操作(第3号)、放送番組等の演出(第4号)、事務用機器の操作(第5号)、通訳、翻訳、速記(第6号)、秘書(第7号)、ファイリング(第8号)、市場調査(第9号)、財務処理(第10号)、対外取引、国内取引の文書作成(第11号)、高度の機械の性能、操作方法の紹介・説明(第12号)、添乗、送迎サービス(第13号)、建築物の清掃(第14号)、建築設備の運転、点検、整備(第15号)、ビル受付・案内、駐車場管理(第16号)、研究開発(第17号)、事業の実施体制等の企画・立案(第18号)、書籍等の制作編集(第19号)、商品・広告等のデザイン(第20号)、インテリアコーディネーター(第21号)、アナウンサー(第22号)、OAインストラクション(第23号)、テレマーケティング(第24号)、セールスエンジニアの営業(第25号)、放送番組等における大道具、小道具等の制作・設置等(第26号)